

令和2年度第2回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和2年12月22日（火）
場 所 全建総連厚生会館 4階大ホール

岐 阜 県

1 出席者

<委員> 9名 (欠席委員2名)

- ・ 向井会長、板谷委員、宇佐美委員、桑原委員、小林委員、中原委員、三井委員、美谷添委員、山内委員

<県(事務局)> 9名

- ・ 荻巣林政部長、平井林政部次長、平野林政課長、長屋恵みの森づくり推進課長、久松県産材流通課長、伊藤森林整備課長、寺田治山課長、安達技術総括監、藤下100年の森づくり推進室長

2 議事

報告事項

- ・ 森林吸収量の算定について
- ・ 林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について

議事

- ・ 第4期岐阜県森林づくり基本計画策定に向けた現状と課題について

3 配布資料

- ・ 森林吸収量の算定について …… 資料1
- ・ 林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について …… 資料2
- ・ 第4期岐阜県森林づくり基本計画策定に向けた「岐阜県の森林・林業・木材産業の現状と課題」(案)について …… 資料3

4 議事録

13時30分開会

(事務局) ※安達技術総括監

それでは時間がまいりましたので、ただいまから令和2年度第2回岐阜県森林審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます林政課の安達でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、初めに萩巢林政部長から会議に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※安達技術総括監

本日は、ただいま萩巢部長が申し上げましたとおり、Webでのご参加も併用した会議方式を取らせていただきます。委員11名中、7名の方がご参集、2名の方がWeb形式によるご参加と、合わせて9名の方にご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める、会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告いたします。

次に審議会の進め方ですが、本審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますので委員の皆様のご理解をお願いいたします。さらに、本日は報道関係の取材がございますので、ご了承をいただきたいと存じます。

議事に入る前に、本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局) ※安達技術総括監

続きまして、審議会の進行についてのお願いでございます。今回はWebでの出席の方も見えますので、発言をされる際は、マイクを利用し、初めにお名前を仰っていただき、ご発言ください。Web参加の委員にも聞き取りやすいように、ご配慮いただければと思います。なお、Web参加の方の画面には、正面モニターのとおり映し出されております。

それでは議事に入りますが、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、会議の進行を向井会長にお願いいたします。向井会長、よろしくお願いいたします。

(向井会長)

本日の会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録の署名者に桑原委

員を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは報告事項に入ります。「森林吸収量の算定」について、報告をお願いします。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

～資料1に基づき「森林吸収量の算定」について説明～

(向井会長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(小林委員)

今の説明で、岐阜県が全国の森林吸収量を上回っているということはわかりましたが、昨日小泉環境大臣から、50%から60%が再生可能エネルギーで、あとは森林吸収でという話がありましたが、3.8%と2%を上回った場合には排出権が売れるのでしょうか。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

吸収量の売買についてはJ-クレジットやJ-VERという取り組みで行っているものですが、これは民間ベースで行うものであり、この上回っている部分というのは、国際的な約束の中で、日本としてしっかり実施しています、という位置付けになるかと思えます。

(小林委員)

そのあと余った分について、岐阜県としてはJ-VERなりJ-クレジットなどで、売るシステムというのは整っていると考えてよろしいのでしょうか。

(事務局) ※藤下100年の森づくり推進室長

岐阜県独自のJ-VERの取り組みも進めておまして、民間ベースでは、例えば岐阜県森林公社や、木曽三川水源造成公社でも、森林の吸収量分を売買する取り組みに参加しており、相手から購入の申し出があれば、売れるような仕組みもございます。

(小林委員)

ありがとうございます。そこがとても大事なところで、せっかくの財産ですので、岐阜県の財産としてこれから2030年に向かって即活用できるような、システムづくりがないとなかなか売れないのではないのでしょうか。それと、今までのJ-VERやJ-クレジットはあまり表に出てきておりません。昔、森林・環境税でJ-VERを取るというようなことをしていたように思いますが、売り方、システムを明らかにしていただけると、もっと民間に浸透しやすいのではないかと思います。

(事務局) ※平井林政部次長

少しご説明させていただきます。資料1で国が示している森林吸収量は、国の補助金により森林が整備されて達成できたものですので、岐阜県が上回った分自体が売買の対象と

なるわけではございません。藤下が申し上げた民間ベースとは、J-クレジットと言いますが、それは環境省が整えた制度で、森林について環境配慮型の経営をしているといった取り組みを承認し、民間の二酸化炭素を排出する企業が、自らの二酸化炭素の排出分を相殺するのに使うという制度であり、国際協約を上回った分の量が売れるか売れないかというものとは、またちょっと違います。ですから、国が言うには、国の補助金を投入して行っている制度なので、達成分について売買には使えないということです。

(小林委員)

その売買に使えないその余剰分というのが、別だということはわかっているのですが、その余剰分を売るシステムというのは、岐阜県は、これとは別にJ-クレジットの中でできているのか、あるいはその余剰の部分については、国の中でたくさんありましたというだけなのか、そここのところがはっきりしていないなと思います。

(事務局) ※平井林政部次長

日本が世界に対して森林吸収量でこれだけ目標を達成しているというのは日本国全体でカバーしている話です。トータルでの話でございますので、岐阜県が、他県よりも森林吸収量が多いからといって、それを他県に売るといったことは考えられておりません。

(小林委員)

ではこの資料1の7.1%という値は、全国に繰り入れる数字であり、他には使ってはいけないということでしょうか。

(事務局) ※平井林政部次長

そのとおりです。その根拠というのは、森林の整備というのは、国が補助金を投入して進めているものですので、そのような対象にはならないと国から聞いております。

(小林委員)

その余剰分については、ほったらかしということになり、あとは民間にお任せするということでしょうか。

(事務局) ※平井林政部次長

これは国全体で達成するものでございますので、要するに、岐阜県にそれだけ多くの補助金が投入されているということでございます。

(小林委員)

わかりました。

(中原委員)

今の話は、霞ヶ関の経済産業省と林野庁の抗争の中にあつて、非常に迷惑した話です。要は企業が森林を保有し自力で整備しているからそれを認めるけれども、我々の補助金の

直接支援等々で整備したものは入らないということは明確に言っているわけで、そもそも霞ヶ関の経産省と林野庁の話がちやんとできないまま、国際市場に話を持っていき全く嘘っぱちな話をして、パリ協定の中で話していることは誠にもって日本人として残念だと思います。ただ、先ほど小林委員が仰ったことは非常に大事で、林政部がある岐阜県であるならば、県独自で補助金を使おうが何しようが、とにかくこれだけの吸収源を維持しているということ。そのうちどれだけが民間なのか。逆に言うと岐阜県は補助金漬けで、それがないと林業という産業が成り立たないということが判明することも良しだと思います。要は、森林資源の吸収源というものがどれだけ機能しているのか、47都道府県の中であってどれだけあるのか、その数字をまず把握した上で、そういったクレジットだとかを展開するべきではないかということ、小林委員は危惧して仰っているように伺ったので、正論だと私は思います。県としてやるのかやらないのか、それよりも他のことをやらなければいけないから、10年先にはそういうことをできるように積み上げておきますという回答ならそのような回答で良いですが。

(事務局) ※平井林政部次長

民間ベースではJ-クレジットという制度がございまして、県内でも複数の自治体や企業等がJ-クレジットを取得しており、民間企業へ売る体制は整っています。先ほど小林委員が仰ったように、岐阜県内ではクレジットを多く持っています。しかし、それが売れないというのは、企業が森林の吸収量でその削減努力を認めてもらうほど、まだ民間の方にそれだけの圧力がかかっていないということです。ただ、2050年に政府が排出をゼロにすると言っておりますので、どんどん企業に圧力がかかってきます。その時には、県内のJ-クレジットというのは売れていくと思われれます。そういうPRというのは、県としてさせていただきたいと思っております。

(小林委員)

言いたかったのはそのことです。10年先、あるいは20年先を見据えて、岐阜県が売れる体制になっていれば良いと思いますので、今からJ-クレジットがどれだけあるのか、あるいは売れる体制があるのか、炭素税が導入されたら必ず売れる話ですので、そのあたりの準備というのを、もう少し明確にわかと良いなと思い、質問させていただきました。

(向井会長)

ありがとうございました。他に、この件につきましてご質問ございますか。それではこれで本件についての質疑を終了させていただきます。

つづきまして、「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について、報告をお願いします。

(板谷部会長)

林地部会長の板谷でございます。「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) ※寺田治山課長

～資料2に基づき「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について説明～

(向井会長)

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

(中原委員)

林地開発については、従来は工場用地や採石に伴うものが多かったが、今回27件のうち時代の趨勢でソーラー発電に関する案件が増加しています。岐阜市秋沢のソーラーパネルが有名だが、ルール上は法に抵触しないと聞いていますが、林政部としてのスタンスを教えてください。

(事務局) ※寺田治山課長

林地開発許可に関する基準については、森林法第10条の2に規定されています。具体的には、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの基準があり、この基準に合致していれば、許可しなければならないことになっており、厳正に審査しています。

(中原委員)

保安林の伐採については、伐採できる量に制限があり、事前申請の上で伐採し、再造林する義務があります。その一方で、森林伐採後に設置したソーラーパネルは永久ではありません。家庭用のソーラーパネルの場合は、耐用年数が20年と言われていますが、発電の役目が終わったときにどうなるのか、撤去の義務はあるのでしょうか。

(事務局) ※寺田治山課長

森林法に基づく林地開発許可制度では、終了後、撤去の担保はありません。経済産業省が所管する電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）により、事業から得られた収益を積み立てて、使用済みソーラーパネルを撤去することが制度化されております。

(中原委員)

岐阜県は森林県であり、林政部もあります。カーボンオフセットを考慮した条例化を検討すべきだと考えます。これからいきなりというのは難しく、事前に準備を進めていくことが不可欠であり、総合的な環境、温室効果ガスに対する姿勢を明確にすることによって、林野庁とも対等に話をするための礎にもなると思います。これはお願い事項です。

(事務局) ※平井林政部次長

太陽光発電事業開始後は、その土地は事業用地となり、森林地域ではなくなるため、森林法の規制から外れることとなります。事業終了後、再度森林に復旧したいというこ

とになれば、森林法上の対応が必要になります。

(中原委員)

土地の地目が森林から宅地になるということでしょうか。

(事務局) ※平井林政部次長

事業用地にあたります。

(中原委員)

国がどうかというのではなく、岐阜県独自のやり方を考えていてもらいたい。例えばドイツの一部の州では、太陽光発電事業を行うにあたり、その面積の5倍の造林をしなければという取り組みをしています。これからの時代は、フレキシブルに権限を持って政策を進めていくべきだと考えます。林業行政も、そういった視点で取り組んでもらえるとありがたい。

(山内委員)

自然が豊かな地域であることを理由に下呂市に移住された方がおり、そこにソーラーパネルが設置されて、こんなはずじゃなかったという事例があります。東濃地域には独自で太陽光施設の設置を対象とした条例を制定している市もあり、拘束力はないものの、設置前に事業者と話ができる等、一定の効果があると聞いています。自然豊かな里山を守っていくため、条例をはじめとする取り組みについて話を伺いたいと思います。

(事務局) ※平井林政部次長

太陽光発電事業を所管する経済産業省から事業者に対して、法律、条例、規則等の遵守を求めるといった仕組みがあります。市で条例を作り、具体的な規制内容を定めることで、経済産業省から事業者に対し、強い指導が可能になることから、市町村独自の条例を制定されるところが増えてきております。ただし、このことをもって事業を止められるかと言えば、それは難しいと言わざるを得ません。国を挙げて再生可能エネルギーの推進をしている中であり、いろいろな地域でトラブルになったり、苦しんだりしているのが現状だと思います。

(事務局) ※荻巣林政部長

太陽光発電事業については、国、県、市町村の様々な部局に許可事項の所管があり、それに事業者が関わってきます。各行政間等の情報共有を徹底することが重要だと考えております。また、市で条例制定を検討されているということであれば、岐阜県林政部としてノウハウの提供等、協力をさせていただきます。

(山内委員)

ソーラーパネルについては、20年後に産業廃棄物として問題になることを危惧しており、そういった問題がぼちぼち出てきていると伺っている。省庁が複数にまたがるな

ど難しい問題だと思うが、下呂市としても弁護士とも相談し、条例制定をはじめとした規制の在り方を検討しているところです。

(中原委員)

林地開発は林政部が所管するとして、ソーラーパネルの設置に関する許認可手続きはどうなっているのでしょうか。また、再生可能エネルギーには、太陽光のほか、バイオマスなどがあります。岐阜県として、こういった産業に力を入れていくという立場なのでしょうか。

(事務局) ※寺田治山課長

ご指摘のとおり林地開発許可手続きは林政部が所管しております。ソーラーパネルの設置をはじめとする発電事業に関しては経済産業省で許認可を行っています。再生可能エネルギー発電事業における県の方針については、私からお答えすることが難しいのですが、県としては商工労働部が所管しています。

(事務局) ※久松県産材流通課長

バイオマス発電につきましては、第3期岐阜県森林づくり基本計画において、地産地消型発電を目指しております。地域で搬出された未利用材をできるだけその地域で使っていただくため、搬出する団体への支援、木質ボイラー、ストーブの導入を進めております。具体的な数値としましては、5年間で木質ボイラーを各圏域2基ずつ合計10基、整備することを目指しております。

(向井会長)

エネルギー問題全体の中でとらえ、太陽光発電事業が完全に駄目だということではなく、バランスをとることが必要です。私も昨年、林地部会を担当させていただきましたが、林地開発許可案件の中には、基準ギリギリで法の網をかいくぐるような事例もございます。森林審議会や林地部会の立場ではおのずと限界もあるので、様々な部局が関わる包括的な形で、将来を見据えた議論をしていただければと思います。

このあたりで、この件に関する議論を終えたいと思いますがいかがでしょうか。この報告案件については終了します。

引き続きまして、議事に入ります。「第4期岐阜県森林づくり基本計画策定に向けた現状と課題」について、説明をお願いします。

(事務局) ※平野林政課長

～資料3に基づき「第4期岐阜県森林づくり基本計画策定に向けた現状と課題」について説明～

(向井会長)

ただいま説明のありました「第4期岐阜県森林づくり基本計画策定に向けた現状と課題」について、ご質疑、ご意見はございませんか。

(小林委員)

12 ページのSDGsの各目標に対応した森林・林業の施策例の表に関して、記載方法を工夫して欲しい点があります。資料では、SDGsの各目標に対応した施策が記載されていますが、SDGsをウェディングケーキに見立てた図として示した方がわかりやすいと思います。SDGsウェディングケーキは、ウェディングケーキの一番下は自然、その上に社会、その上に経済が乗る形式でSDGsを示したものです。そのような整理をすると、森林・林業施策が私たちの生活にサステナビリティに貢献していることがよくわかると思います。

また、少し前はSDGsの各目標に対して実施している内容を宣言することが多かったのですが、今はそれに加えて、私たちにできることや、やっていくことを示す必要がでてくると思います。次の5ヶ年の計画であるため、森林に関して取り組む部局だからこそできること、力を入れる施策の部分について、強調するようにもう少し強弱をつけて示すことができるとわかりやすいです。今、惑星限界（プラネタリー・バウンダリー）という言葉がよく使われていますが、これに関して、生物多様性が損なわれているところ、その森林を守ることによって岐阜県の生物多様性が守られるといった可能性の部分の強調をいただいたほうが良い気がします。そうすることで、今やっていることがよくわかるように見えると思います。

加えて、岐阜県では温室効果ガスの森林吸収量大きいという点についてはエネルギーに関わる身としては励みになります。岐阜県の森林は日本の温室効果ガス排出削減に役立っていることが示されると嬉しいです。

(事務局) ※平野林政課長

ウェディングケーキ、SDGs貢献の強弱については文章だけでなく、わかりやすい、目で見える形での表現を検討してまいります。

(宇佐美委員)

19 ページの木材の需要について、「A材、B材の需要拡大に積極的に取り組む必要があるのでは」と記載されていますが、これは「建物にA材、B材をいくらか使ってください」ということでしょうか。私は設計事務所を経営していますが、ほとんどの人はハウスメーカーに行きます。ハウスメーカーの中にも材木を使う工務店や小さなハウスメーカーはありますが、テレビの宣伝で目にするような住宅はパネルで作られており、材木は使っていません。

また、建築、設計をする身から見ますと、そのようなハウスメーカーに都合の良いような制度がどんどんできており、私たちのような個人では太刀打ちができないような状態になってきています。

随分前の情報ですが、住宅の8割ぐらいをハウスメーカーが建てており、残りの2割ぐらいを細々と小さな設計事務所が図面を書いているような状態です。その上で、A材、B材を使えと言われても、建築物省エネ法や建築基準法の24時間換気などの基準、規則が細かく厳しくなっている状況で、ハウスメーカーがそのような基準等に全て則り、さ

らに安い単価で販売できるとなると、若い方はハウスメーカーで家を建ててしまうので難しいです。

日本家屋は日本の気候風土に合っている良いものであり、これを地産地消で、例えば岐阜県で伐採された木で家を建てたいと思っても金額が高くなります。どうしても安価な方で家を建てることが多くなるため、A材、B材の需要拡大は現実的には厳しいのかなと思います。A材やB材を使ったら補助金を出すなどの手だてがあると良いと思います。

(中原委員)

「A材、B材の需要拡大に積極的に取り組む必要があるのでは」という書き方は木材業界に対する忖度に他ならない飴玉であり、屁のつっぱりにもならないと思います。我が国の平均年収は440万円足らずであり、納税者の98%は源泉徴収義務者です。毎月25日にその金額が振り込まれる中で、子供の教育の積み立てをしなければならない、ガソリン代がかかるため燃費の良い自動車を買わなければならない。リビングには60インチの液晶テレビでオリンピックを見たいと思っている。そんな中で建物に木材使って、高くて、手間がかかるようなものをマーケットは望んでいない。そのような状況でA・B材の使用普及をするのは、ナンセンスだと思います。そのため、一見木造建築に見えるが実はそうではないハウスメーカーが席卷しているわけです。このようなマーケットの状況の中で、どのような木を育てるのか、どのような林業を成り立たせるかということを考えないといけないわけです。夢物語を語って、この森林・林業・木材業の復興しようと考えているから駄目なのだと思います。

新しい切り口として、例えば、エネルギー資源、二酸化炭素の吸収源、そういったものの圧倒的なアドバンテージがある我が県においては、そこへのシフトをしないと駄目だと思います。

また、悲しいことに耐火法や木造軸組工法から壁もち工法へのシフトについては、国土交通省が所管しており、林野庁がないとここで決まっています。国土交通省に大手ハウスメーカーが圧力かけるため、大手ハウスメーカーにとって売りやすい内容を作り、それを実施するためにシフトしている。このような事実の中で、かつてのようにA材が5万5000円に上がることはなく、根本から木材利用についての考え方を変える必要があります。エンドユーザーである住宅関連だけに頼った間口が狭く将来を見通せない我々民間と行政がやった結果がこのようになったのだと私は反省します。

(事務局) ※久松県産材流通課長

A・B材について色々ご示唆をいただきありがとうございます。A・B材については、住宅関係で使われることが多く、特にA材の製材関係で、現状8割が住宅用に使われており、この先、住宅着工数が減っていくといった研究データも出ていますが、現状では住宅での需要を伸ばしていくことは必要と考えます。

年間15棟あるいは50棟ぐらいまでしか建てない工務店は、10年前は、県内で30%ぐらいのシェアでしたが、この10年でビルダー系に押されて、現在は20%ぐらいまでシェアを落としています。

しかし、木味を生かしながら、木材の良い面、悪い面を生かしながら、建てられるのは

やはり工務店だと思っています。県としてはこのような工務店を応援するため、県産材で家を建てる場合、施主に20万円あるいは30万円補助するという制度を平成19年から実施しており、当初補助枠100棟で始めましたが、県民の皆様から好評であり、現在、補助枠は300棟にまで増えています。

県産材を使うことに対して、県としては精一杯の支援に努めており、県産材の木味を生かしていただく工務店も応援しています。先ほど言われた住宅の品質確保促進法ができて以来、省エネや断熱耐震など、色々と制約ができていくということについて、我々も勉強しているところであり、そのような内容の勉強会を開催する経費についても支援しています。

一方で、県内の成熟した木材資源を使っていくためには、大手ビルダー系にも材を供給していく必要があると思っています。県内で大型の製材工場等の整備を支援しましたが、これらは比較的生産性の高い工場であるため、品質や価格が安定して材を供給できるようになりつつあります。大手ビルダーへの供給により、これまで県内外に1,500棟程度の県産材住宅が建てられていましたが、ここ2、3年は2,200棟まで伸びている状況です。このような努力を重ねながら、住宅での需要を伸ばしていきたいと思っています。

一方で、中原委員からは、バイオマス発電といった新たな需要について考えないといけないのではないかという指摘がありましたが、D材は色々な価格がありますが、B材に比べればまだ安いのが現状です。D材の現状の価格で、林業経営を成り立たせないといけないのかもしれませんが、現状では、まだA材の半分ぐらいの単価しかないので、すぐに組み立てるのは難しいのかなと思っています。

ただし、国のエネルギー基本計画では2050年の再生エネルギーのシェアを5割あるいは6割にしていくという、参考値が示されたところです。現状、再生エネルギーのシェアは17%で、そのうちバイオマスが2.3%しかありません。これを、5割、6割に引き上げるには、今のバイオマス発電での使用量を3倍程度にしなければいけません。そのため、A・B材の生産と合わせて、D材の生産が拡大していくような努力もしていく必要があります。

価格面では、全国の例では、D材が生産されるようになったことで、それまでパルプ・チップ用に買い叩かれていた地域がたくさんありましたが、この価格が引き上げられたというデータも出ています。そのため、D材がベースとなり、C材あるいはA・B材に対し価格的に好影響を与えられることを期待したいと思います。県としては、A材からB材までバランスよく需要を確保するということが大事だと考えています。

(向井会長)

19ページのバイオマス用材について、森林吸収量の算定には拡大係数、これは幹材積に枝条部分まで掛けて算出しているということだが、私は林地から葉を持ち出すのは、林地の保全やその後の地力の維持を考えた上では良くないのではないかと思います。葉には色々な元素あるいは窒素がたくさん含まれています。幹は炭素や水素が多いので持ち出しても大丈夫だと思います。バイオマス量の計算方法も含めて、バイオマス用の資源の取り扱いを検討すると良いと思います。

(桑原委員)

わかりやすい説明資料であると思う一方で、「必要ではないでしょうか」という結びになっている部分については誰に対して投げかけているのかが気になります。この会議はそれを詰める場なのか疑問に感じます。

(美谷添委員)

19 ページのバイオマス発電施設の令和3年以降の稼働予定について、3ヶ所ありますが、これは認定されているものでしょうか。バイオマス発電関係の方がよく私の会社にも来て、年間どれぐらい材を出してもらえるのかと聞かれます。多くの人から聞かれても、出材量をそんなに増やすわけにもいかず、出せるとも言えません。施設の規模は瑞穂市のバイオマス発電所と同程度のということですが、地域に根差した地産地消とするには、小型の発電所を1ヶ所、2ヶ所ずつぐらい入れるのが良いのではないかと思います。発電量が少ないと、採算が合わず、苦戦をしているという話も聞くので、その点は行政の方で援助できれば良いと思います。規模の大きい発電施設を作り、資源の取り合いをすれば良いというものではないので、ある程度、県の方で調整していただけないかと思います。

A・B材をバランスよく使えるよう取り組む必要があると書いてありますが、今、D材を取り合いになり、A材が使ってもらえない状況にあるので、具体的に何をするかもう少し詳しく書いていただきたい。

もう1点、今回のコロナにより、今年になって、木材価格が一気に下落し、山側の私たちは材を持っていても引き取ってもらえないか価格が下がってしまう、仕事を止めざるを得ないということで、山で生産の仕事をしていた人たちが他の仕事に回ってしまい、生産もできないというようなことが結構続きました。その後、需要が少しずつ回復してきたときに、木材が欲しいからすぐ持ってきてくれと言われてもすぐにはできません。そのため、需要に応じた供給をコントロールするようなことを、考えていく必要があると資料に記載されていますが、具体的にどのようなことをしてもらえるか。今回、山で生産する者たちは本当にどうしたら良いかわからないという状況を経験したのでこの点について考えていただきたい。

(事務局) ※久松県産材流通課長

19 ページの下の表の3箇所の木質バイオマス発電施設については、FITの申請を県にいただき、県として確認後、経済産業省の方に送り、同省においてFIT認定された施設であり、同省から公表もされています。

県としては、なるべく地産地消型のバイオマス利用となるように進めてきました。地域で未利用材を搬出する団体は現在、県内に30団体ありますが、これらの団体には県の森林・環境税により、搬出の支援をしています。また、バイオマスボイラーやストーブといったものが県内各地、特に高山地域が多いですが、そのようなところに供給をしています。一方でFITの関係で、バイオマス発電施設をやりたいと言われる事業者が、県にはたくさんご相談に来られます。県としては木材の安定供給が一番大切だと考えており、供給についての協定書というのを山元まで確認しています。どういった伐採事業者が年間どのぐらいあなたの発電施設に供給されるかということを確認する中で、伐採事業者の生産量を

遥かに上回るような内容であれば、協定書に疑義があるということで、県として指導しており、なるべく安定供給が担保されるように、審査しています。

現状、発電量7,000キロワットという非常に大型のものが3施設出てきており、この中には、未利用材を主に使うもの、あるいは一般材という開発で出てくる材を主に使われるところがありますが、このような発電所では大体7万トン程度の材が扱われるということでバイオマス需要が生まれてきます。県としては、安定供給できるかどうかについては、協定書の方でしっかりと審査し、奪い合いにならないように配慮しているところです。

(中原委員)

奪い合いにならないようにと言われたが、奪い合いにならないということは、資本主義経済では、経済は発展しない。それを邪魔するものは共産主義、リベラルです。

平成30年の岐阜県の本木生産量は57万立米で、そのうちバイオマスに使われたのは30%と言われていますが、県外の発電施設に入ったものは含まれておらず、もっと多くの材が使われています。

FITがあるとなぜ皆、事業をやろうと思うのか。FITがある20年間のうちに、国は材を大量に使うマーケットが存在することによって、山に停滞した材木にそのようなニーズがあるなら、その流通の確立を20年間でやりなさいという示唆をしている。太陽光発電は実に後ろ向きな発電であり、20年から30年して劣化したら多分放置されます。ところがバイオマス発電の電力というのは、循環させながら、かつ資源は植えて育てて、これも山が循環している中でやっていくということを考えると、世界に情報発信できるだけの、誇れる循環型の電気エネルギーのシステムがそこに存在するという事。

それと確かに安い、手が出ないというが、手が出ないことで値段が上がってきます。放っておいても、奪い合いになって値段が上がることは、これは悪いことなんでしょうか。ヒエラルキーピラミッドというものがありますが、一番ローエンドの安いところにバイオマス、パルプ、チップがあり、その次が合板、その次に大型製材工場があり、一般一流材木があって、その全体のバランスを見ても、加速度的に伸びているのは全国的にとってもバイオマスです。そのバイオマスが出てくると、合板の材木が調達できないから、ここの値段が上がる。そうすると、構造材をやっている大型製材工場が次のグレードの木をキープする。そこも調達できないから値段が上がる。それで、市場も枯渇するから一般製材のところの値段も上がる。全体の値段が上がることは良いことだと思います。それによって材木が安いということは改善され、高くなっていくことによって、製品は高いのに材木がなぜ安いのかという問題も、今度は製品屋さんが、工夫をしなければいけないところに迫られて、全体がウィンウィンとなるはずで、立米5万円や3万円する値段の高い材木の価格が1万円上がっても、材木のほとんどは中間から下にあるので、その大量にある部分はいつまでたっても上がりません。下が上がれば上がる。その証拠に材木がコロナによりでなくなった、断られた、どうしよう。その間になけなしで、バイオマスの工場に多く入る。今までは合板工場や大型製材工場に走っていたものが、そちらに流れて在庫処分した。そうすると、今の県森連でやっている新年度の価格は、はるかに上がっている。今、合板は堪えているけれども上がっていく。そうすると、こちらも上げざるを得ない。もっと言うと、チップは皆バイオマス工場に行っており、上げざるを得ない状況です。民間の経済

振興を助けるために補助金を投じてやるということによって、税収が増えて皆さんの給料が成り立っていると考えたら、上がることはいけないことでしょうか。そう思ったら、高いものを上げることよりも、低いものの需要を増やすことによって、値段が上げれば、放っておいても上がります。年間の成長量が180万立米あり、57万立米伐っている現状で伐り足りないなら伐れば良い。その仕組みづくりで、将来的に県産材流通課は消え、新しくエネルギー資源木材課ができるような時代に向かっていく。それを見据えて、岐阜県の林政部というものは、内部充実と情報を集めて、新たな挑戦をしていくべきだと思います。民間は材木の奪い合いになって、発電できなくて困るなどということは一切ない。乗り出しているところは一流カンパニーだから、それに合わせて我々は生産を改善する。その規制を解いてもらう。そのようなことをすれば、絶対に材木の価格が良くなる。そのために機械導入、インフラ整備それに対する許認可というのは、緩和してもらう、技術者の支援をしてもらう、そういう色々なことが複合していけば、明るい林業は間違いないと思います。

(板谷委員)

そもそもの部分に戻りますが、誰に問いかけているかにより、それぞれの意味合いが変わってくると思います。どなたに問い掛けている内容なののでしょうか。「必要です」と記載しているところは、県として必要だと言っていると思いますが、問い掛けるというのは相手に対して答えを求める言い方だと思います。

(事務局) ※平井林政部次長

問いかけの文は、県民の方々にこの意見を言った時に、賛否が分かれるものについて問いかけの文にしています。賛否が分かれるものについて県が方向性を示すと、その反対側の方からの反応が大きいため、このような書き方にならざるを得ませんでした。皆さんが必要だと思っているものについては、行政としてある程度方向性を言うことができます。そういう違いであるのご理解いただきたいと思います。

(板谷委員)

20 ページの林業のICT化について、ちょうど先週、計画学会でICT化ということでシンポジウムを行いました。このようなICT化はかなり激変をさせないと受け入れていくこと、利用していくことは難しいのではないかということでしたが、受入れをポジティブに考える人、ネガティブに考える人がいるような、ICT化や機械化というのも、そういったものに含まれるのでしょうか。

(事務局) ※平井林政部次長

今年度、補正予算でICTの予算が多くついたため、県内の主要な事業体にICT機器の導入を推進する通知をしましたが、積極的に入れたのは9事業体でした。まだこのようなものに対して、乗りきれてないという事業体が大多数でした。「県はそういうものを推進して我々を置いていくのか」という事業体も中にはおられますので、そういうところへの配慮でもあります。

(三井委員)

板谷委員が指摘されたように、書きぶりを少し変えられた方が良いのかなと思います。問いかけをどなたにということに関してのお答えはともかくとして、これだと、今回は何を提言しているのかというところが薄まります。

もう1点、私は森林審議会で今回が初めての発言かもしれませんが、いつも熱い思いで様々な委員がご発言されることが、こういった資料に意見が反映されているのかというところを常々疑問に思いますがいかがでしょうか。

(事務局) ※平野林政課長

従前、森林審議会において、このような基本計画の内容を議論する機会は少なかった状況でした。今回新しい計画を作るに当たり、県民の皆様のご意見、関係団体のご意見を伺っており、今回の審議会の意見についても、新しい計画策定には踏まえさせていただく予定です。

(事務局) ※荻巣林政部長

次期森林づくり基本計画は、令和4年3月に策定するものであり、まだ相当時間があります。そのため、「～はないでしょうか」という言葉を用いたところです。

皆様方から意見を多くいただき、全国の先導的な役割を岐阜県がしっかりと果たすような基本計画にしていきたいという思いがございます。

意見をいただき、今度はこれをもう少し細かい施策の方に落とし込み、いろいろな方の意見も聞き、基本計画の骨組みのようなものをしっかり作っていきたくと考えています。先生方から熱い思いをいただきましたが、我々も熱い思いがありますので、時間をかけてしっかりとやっていきたいと考えています。

宇佐美委員が仰ったように、中小の工務店もしっかりと応援し、県産材も使っていただきたい。そういった思いもがございますので、今日皆さんから提案をいただいたことについて、しっかりと計画に落とし込み、基本計画をバージョンアップさせて再度お示しし、ご意見を聞かせていただければ、非常にありがたいと思います。このように皆様方から意見を頂戴するのは全国で2つの県にしかない部局として頑張っている林政部としては非常にありがたいことですので、そのようにやっていきたいと思っております。

(向井会長)

ありがとうございました。その他に意見はございますか。

(事務局) ※長屋恵みの森づくり推進課長

J-VERの資料について追加で説明させていただきます。ただいまお配りしました資料は、平成29年3月31日現在のJ-VERの認証を受けたもの、クレジット認証量ということで、このような団体が認証を受けて販売をしているということでございます。これは県環境管理課が所管し、ホームページでこのような啓発を行っているところでございます。各排出量がございますが、このうち大体3,100トン程度が、実際に販売されたと聞いてお

ります。簡単ですが以上でございます。

(向井会長)

はい、どうもありがとうございました。

意見が尽きませんが、時間もございますので、その他ご意見がある場合は、お手元の意見・提案様式にご記入のうえ、事務局へお送りください。

(事務局) ※安達総括

向井会長には、長時間にわたり議事の進行をお務めいただきまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、貴重なご意見、ご提言を賜りまして、ありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただいた確定版を改めて送付させていただきます。

本日お配りいたしました資料でございますが、お持ち帰りいただいても結構でございますが、もし、ご不要ということでございましたら、事務局の方で回収・処分させていただきますので、そのまま机の上に置いてお帰りいただきたいと思っております。

これもちまして、本日の審議会を終わります。本日はありがとうございました。Webでのご参加の板谷委員、三井委員もありがとうございました。

15時30分閉会